

が開示されていた)と仮定した場合の株価(想定価額)を考え、取得時の現実の株価と想定価額の差額(取得時差額)を損害とする。事例では、1,000円「700円」=300円。

また、(a)～(c)のいずれの損害概念を基本にするかとは別に、虚偽記載以外の要因により株価が下落している可能性もある。たとえば、市場全体で株価が下落している場合には、不法行為(虚偽記載)によって株価が下落していると一概にはいうことはできず、株価下落の全部を損害と認めることはできない。

このように、原告(投資家)にとって、損害額の証明には困難な面があるといえる。もつとも、民事訴訟法248条は、損害額の証明が極めて困難な場合は、裁判所が「相当な損害額」を認定できると規定している。

② 金商法

前述のような損害の証明の困難を克服して投資家の救済を容易にするために、金商法は、特別なルールを規定している。

金商法21条の2は、流通市場で株式を取得した株主を対象とした規定である。まず、対象となる粉飾決算は、有価証券報告書等の重要な項目の虚偽記載や不記載⁽¹⁾に限定され、虚偽記載によって生じた損害の賠償が認

西武鉄道事件差戻審とオリンパス事件にみる有報虚偽記載に関する損害算定の考え方と留意点(上)

NERAエコノミックコンサルティング
矢野 智彦
田辺総合法律事務所
弁護士
吉峯 耕平
NERAエコノミックコンサルティング
石垣 浩晶

上場企業の粉飾決算(具体的には有価証券報告書等の虚偽記載)が発覚した場合、当該会社や経営者はさまざまな責任を負うことになるが、近年、株価下落によって損失を被った株主が、発行会社に対して損害賠償を請求するケースが増えていく。実際の訴訟においては、日々の株価変動から、適切な損害を切り取ることが難しい問題となっている。

本稿では、有価証券報告書の虚偽記載についての損害賠償請求において、損害算定の基本的なルールを解説したうえで、損害額の算定について具体的な判断が示された2つの事例(西武鉄道事件、オリンパス事件)を検討する。

(1) 損害賠償の根拠

粉飾決算を理由とした損害賠償請求は、その法的根拠という観点から、主に2つに分類できる。

民法709条は不法行為の一般的なルールを規定した条文である。これによると、①権利侵害、②故意・過失、③因果関係のある損害、という3つの要件を満たす場合に、損害賠償が認められることになる。

一般不法行為による請求で特に問題になるのは、前記のうち、いかなる金額が因果関係のある損害⁽³⁾と認められるかである。以下、具体例に即して説明する。

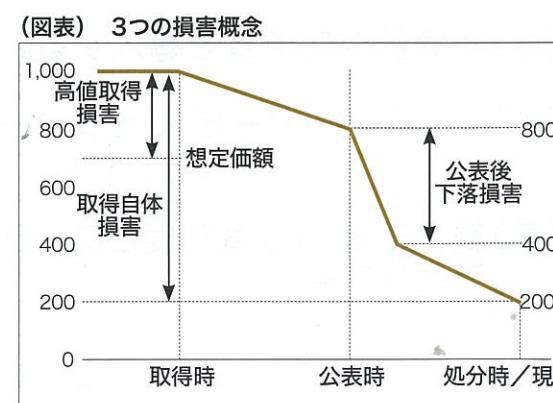
① 不法行為

民法709条は不法行為の一般的なルールを規定した条文である。これによると、①権利侵害、②故意・過失、③因果関係のある損害、という3つの要件を満たす場合に、損害賠償が認められることになる。

一般不法行為による請求で特に問題になるのは、前記のうち、いかなる金額が因果関係のある損害⁽³⁾と認められるかである。以下、具体例に即して説明する。

具体例
Xは、A社株式1株を1,000円で購入したが、その時点での有価証券報告書には虚偽記載があった。その後、800円まで株価が下落したところで、A社は虚偽記載の事実を公表し、その後に株価は400円になった。Xは、その後、

(a) 取得自体損害
取得時の株価と処分時の株価(処分していない場合は現在の株価)の差額すべてを損害とする。事例では、1,000円～200円=800円。
(b) 公表後下落損害
虚偽記載を公表した直後の株価下落を損害とする。事例では、800円～400円=400円。
(c) 高値取得損害
取得時に虚偽記載がなかった(真実



XがAにいくらの損害を請求できるかについて、大きく分けて3つの考え方がある(図表)。

損害算定の基本ルール

① 西武鉄道事件⁽³⁾
判例の損害算定ルール

投資家が、不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である(詳細は後述する)⁽⁴⁾。

原告は、主位的主張として取得自体損害、予備的主張として公表後下落損害および高値取得損害を主張した。これに対し、最高裁は、本件では「当該虚偽記載がなければこれ(引使用者注・株式)を取得することはなかつたとみるべき場合」だったとしたうえで、取得価額と処分価額との差額(株式を保有し続けている場合は取得価額と事実審の口頭弁論終結時の市場価額⁽⁵⁾の差額)を損害算定の基礎とすべきと判断した。虚偽記載がなければ株式を取得することはなかつた場合には、基本的に、取得自体損害を採用したのである。

もつとも、取得自体損害から「経済情勢、市場動向、当該会社の業績等当該虚偽記載に起因しない市場価額の下落分」を控除して、損害を算定するとした。この減額は、前述の金商法21条の2第5項や19条2項と同様の考え方と位置づけられるので、以下では、同様に「他事情値下り」と呼ぶことにする。

② ライブドア事件
金商法21条の2の事案で、損害賠償の範囲について、高値取得損害に限らず虚偽記載と相当因果関係にある全損害の賠償を請求できると判断

した。もつとも、取得自体損害と公表後下落損害のいずれを採用するかについては判断を示していない。

そして、具体的な事案の処理としては、平均株価差額(金商法21の2(3)を出発点として、子会社の完全子会社化に関する報道による株価下落を理由に平均株価差額から1割の減額を認めた原審の判断を是認している。

そこで、他事情値下りについて、経済分析に関する専門家意見書が提出され、具体的な判断がなされた事例としては、西武鉄道事件差戻審判決とオリンパス事件⁽⁶⁾があるので、項目を改めて解説する。

そして、他事情値下りについて、経済分析に関する専門家意見書が提出され、具体的な判断がなされた事例としては、西武鉄道事件差戻審判決とオリンパス事件⁽⁶⁾があるので、項目を改めて解説する。

(1) 事案の概要

西武鉄道株が、昭和57年から平成16年までの有価証券報告書等において、親会社(株)コクドが保有する株式を過少に記載した虚偽記載が問題となつた事件である。コクドは、かつては西武鉄道の発行済株式総数の80%を超える株式を保有しており（ただし、後に株式を売却して、保有割合を下げている）、西武鉄道は、上場廃止基準に該当していた。

(2) 最高裁の判断と差戻し

前述のとおり、最高裁判決は、取得自体損害から他事情値下落を控除して損害を算定するとの一般論を述べた。また、取得自体損害を前提として、「いわゆるろうばい売りが集中することによる過剰な下落は、有価証券報告書等に虚偽の記載がされ、それが判明することによって通常生ずることが予想される事態であつて、これを当該虚偽記載とは無関係

裁判所は、「(被告側専門家)は、商取引や金融市場の分野におけるこうした分析についての専門家であると認められるから、特段の事情がない限り、その分析、検討は十分尊重に値するものと解される。」としたうえで、本件株式売却の影響は限定的なものであり、諸事情を勘案して最大限1割を超えることはないとして、公表前の株価下落から9割を控除して損害額を算定した。前記意見書にほぼ全面的に依拠し、最後に「1割」という微調整を加えた判断といえる。
(9) 判時2222号-105頁、金判1-437号
20頁

(5) 差戻審高裁判決②..東京
高判平成26年3月27日¹⁰⁾

判決②では、判決①で紹介したのと同様の被告側意見書に加えて、原告側がファイナンス理論の研究者による意見書を提出した。

原告側意見書も、イベント分析により超過変動を算定し、そのうえでいくつかの要因によって回帰分析を行った結果、超過変動の少なくとも35~38%が本件株式売却によつて生じたとしている。また、マーケットモデルの変数選択によつては、23~38%という結論が生じることも附記している。

裁判所は、両意見書について、専門家の作成したものであり、手法や

な要因に基づく市場価額の変動であるということはできず」として、ろばい売りによる過剰な株価下落を上場廃止することとはできないと判断した。

そのうえで、西武鉄道事件では、

公表日後には「虚偽記載と無関係な要因による下落があつたことはうかがわれない」として、取得自体損害から公表日前の他事情値下りを控除して損害を算定するべきだと判断したうえで、損害の算定について審理をさせるために控訴審に差し戻し

た。

差戻審では2件⁷⁾の高裁判決が公判されており、他事情値下りについて判断している。その具体的な争点は、株価下落のうち、コクドによる西武鉄道株式売却（以下、「本件株式売却」という）によって生じた部分（これは虚偽記載による損害と考えられている）がどの程度かというも

のである。

前記のとおり、最高裁判決は、取

得自体損害から他事情値下りを控除して損害を算定するとの一般論を述べた。また、取得自体損害を前提として、「いわゆるろうばい売りが集中することによる過剰な下落は、有価証券報告書等に虚偽の記載がされ、それが判明することによって通常生ずることが予想される事態であつて、これを当該虚偽記載とは無関係

の有無およびその程度を評価する方

法である。イベント分析は、米国の証券損害賠償訴訟ではほとんど必ず同種事件では、ライブドア事件以降、イベント分析に基づく経済分析

が意見書として提出されることが多い

ことである。

前記2件の高裁判決ではイベント

分析が重要な役割を果たしているの

で、ここで、イベント分析について簡単に解説しておきたい。

イベント分析とは、経済学、主に

結論に、参考に値しないほど「重大な欠陥や誤りがあるとは認められない」（原告側意見書）、「不合理な点があるとは認められない」（被告側意見書）と評価した。そして、「上記の各意見書は、それぞれの作成者の高度な専門的知見に基づいて理論的・実証的分析を行つた結果であり、その手法や結論に相違はあるものの、いずれにも明らかに不合理といえる点は認められず、結局は見解の相違に帰着するものといわざるを得ない。そこで、上記各意見書の存在を踏まえ、これらを参考にしながら、具体的な事実関係に基づいて関係下落分を検討することとする。」として、以下のとおり損害額を算定した。

まず、被告側意見書に依拠して、株式下落のうち60%が固有要因によると認定した。そして、固有要因による株価下落のうち本件株式売却によって生じた部分の特定については、被告側意見書によつて、株式売却以外の要因の影響は「極めて大きい」としたうえで、原告側意見書の23~38%という数字より「少なめ」の25%が本件株式売却によると認定した。

以上の結果、本件株式売却による株価下落は、15%（= 60% × 25%）と結論づけ、公表前の株価下落から85%を控除して損害額を算定した。

ファイナンスの分野において用いられる統計的分析手法であり、株価に影響する事象（イベント）が生じた場合の、当該事象に起因する株価変動の有無およびその程度を評価する方法である。イベント分析は、米国の証券損害賠償訴訟ではほとんど必ず同種事件では、ライブドア事件以降、イベント分析に基づく経済分析が意見書として提出されることが多い

ことである。

前記2件の高裁判決ではイベント分析が重要な役割を果たしているの

で、ここで、イベント分析について簡単に解説しておきたい。

イベント分析とは、経済学、主に

石垣 浩晶（いしがき・ひろあき）
NERAエコノミックコンサルティング
証券金融／一般商事／独禁／知財／規制産業の紛争／訴訟／規制対応支援／価値／損害額／リスク評価／戦略立案支援を行う実務家経済学者。証券分野では虚偽記載、株式買取請求、インサイダー取引、デリバティブ等に関わる鑑定意見書の執筆経験を有する。
立命館大経済学部助教授、公取委企業結合調査官主査を経て、現在NERAエコノミックコンサルティング東京事務所代表／マネジングディレクター。企業法務の経済分析の講演・著作多数。

吉峯 耕平（よしみね・こうへい）
田辺総合法律事務所 弁護士
平成17年第一東京弁護士会登録（修習58期）、東京大学経済学部出身。ライブドア事件、IHI事件などで経済分析の専門家と協同して意見書を裁判所に提出する経験を多く積んでいます。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究部会副部会長、一般財団法人保安通信協会調査研究会デジタル・フォレンジック分科会委員、国立埼玉病院受託研究（治験）審査委員会・倫理委員会委員。著作として「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた回帰分析の具体的な方法論－レックス事件を題材に－」（商事法務2071号28頁、2015、共著）などがある。

矢野 智彦（やの・ともひこ）
NERAエコノミックコンサルティング
ウイスコンシン大学経済学博士。証券分野（虚偽記載に伴う損害賠償請求事件、株式取得価格決定事件、デリバティブ性を有する資産の価値が争われた事件等）、独占禁止法分野（カルテルにおける損害賠償請求事件、企業結合審査等）における経済分析の専門家として、意見書を裁判所および競争当局に提出した豊富な経験を持つ。
著作として『ミクロ経済学』（東京大学出版会、2008年、奥野正寛らと共著）などがある。

実際の訴訟では、さらに、(B)¹と(B)²を切り分ける必要があり、事案に応じたさまざまな分析が実施される。

(4) 差戻審高裁判決①..東京
高判平成26年1月30日⁽⁹⁾

判決①では、被告側専門家による経済分析の意見書が提出されている。

意見書は、平成8年から公表日に至る期間について、マーケットモデルを用いて固有要因による株価下落部分とそうでない部分を切り分ける必要がある。一般に株価は、(A)市場要因・業界要因、(B)当該銘柄の固有要因によって変動する。また、固有要因は、(B)^①虚偽記載以外の固有要因、(B)^②虚偽記載に分けられる。イベント分析は、(A)と(B)を切り分けるために、マーケットモデルの回帰分析と呼ばれる統計的手法⁽⁸⁾を利用して、市場要因・業界要因による株価変動（想定株価変動）を算定する。そして、実際の株価変動から想定株価変動を控除して、超過変動（異常リターンなどとも呼ばれる）を算定する。この超過変動が、(A)市場要因・業界要因による影響を排除した、(B)固有要因のみによる株価変動である。

(8) 石垣＝矢野＝吉峯「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた回帰分析の具体的な方法論－レックス事件を題材に－」（商事法務2071号28頁）を参照。